

令和3年度兵庫県特定不妊治療費助成のご案内

兵庫県では、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療費（保険適用外）の一部を助成しています。

助成対象者

次の①～③の要件をすべて満たす方

- ① 申請日現在、夫婦いずれかが兵庫県内（※1）に住所があり、治療開始時に法律上の婚姻または事実婚（※2）をしている夫婦
- ② 指定医療機関（※3）で特定不妊治療を受け、妊娠判定まで至った方、又は医師の判断でやむを得ず治療を中断された方（採卵に至らない場合は対象外）
- ③ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満

- ※1. 神戸市・姫路市・西宮市・尼崎市・明石市に住所がある夫婦は、市が直接助成を実施していますので、各市にお問い合わせください。
- ※2. 別記証書の提出及び、認知の意思表示が必要です。
- ※3. 兵庫県の指定医療機関は、県ホームページ等をご参照ください。
なお、他の都道府県、政令指定都市、中核市が指定する医療機関で受けた治療についても、助成対象となります。

治療区分ごとの助成額・通算助成回数

- 治療1回あたり上限30万円（治療区分C、Fは上限10万円）まで助成します。
- 男性不妊治療は、上限30万円まで助成します。（Cは除く）
- 申請する治療期間について、既に若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業の助成を受けた（または受ける予定がある）場合、本事業の助成は受けられません。

		国制度	
		特定不妊治療	男性不妊治療※3
治療区分	A 新鮮胚移植を実施	30万円	30万円
	B 凍結胚移植を実施 ※1		
	C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	10万円	対象外
	D 体調不良等により、移植のめどが立たず治療終了 ※2	30万円	30万円
	E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止		
	F 採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止		
通算助成回数	<p>初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が 40歳未満 : 1子ごと 6回まで * 出産・死産した場合回数をリセットできます 40歳以上43歳未満 : 1子ごと 3回まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請する治療の治療期間初日に妻が43歳以上だった場合、助成回数の範囲内でも助成対象になりません。 ・「1回の治療」とは、採卵のための投薬開始から妊娠確認日又は、医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日までとします。 ・治療終了日の早い順に申請を受け付けます。 		

- ※1. 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
- ※2. 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了した場合に限る。（自然妊娠により治療終了した場合は含まない）
- ※3. 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないために、治療を中止した場合も対象となる。（この場合の治療も通算助成回数の一回到数に数える）

助成金の支給方法

申請を受けてから約2～3ヶ月後に審査結果通知をお送りします。
結果通知の約3週間後に、指定された口座へ助成金を振り込みます。
※振り込み日はお知らせしませんので、記帳等によりご確認ください。

申請期限

治療が終了した日の属する年度の末日（3月31日）、又は治療が終了した日から3か月以内のいずれか遅い日（申請期限を過ぎると申請できません。）*年度とは、4月1日から翌年3月31日までのことです

申請書類

※様式は、県健康福祉事務所、県内指定医療機関、兵庫県HPで入手できます。

- ① 兵庫県特定不妊治療費助成事業申請書
- ② 兵庫県特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- ③ 指定医療機関発行の領収書
- ④ 戸籍謄本（初回申請時・リセット後初回申請時）
※死産後リセットの場合
（ア）死産届の写し（イ）母子健康手帳「出産の状態」のページの写し
（ウ）死産証書、死産検案書等のいずれか
- ⑤ 県内に居住する法律上の夫婦もしくは事実婚であることを証明する書類
（住民票の続柄記載等による）

④⑤は本籍地の市町村役所で発行3ヶ月以内に発行されたもの（コピー不可）

*住民票は、マイナンバー提示でも取得することができます。

		証明書類
同一世帯の場合	夫又は妻が世帯主の場合	・住民票の写し（夫婦分）（続柄記載）
	夫及び妻が世帯主でない場合	・住民票の写し（夫婦分） （続柄記載かつ、戸籍の筆頭者を記載）
	事実婚の場合	・住民票の写し（両人記載） ・戸籍謄本（両人分）
別世帯の場合	夫及び妻が日本国籍を有する場合	・住民票の写し（兵庫県内居住の者） ・戸籍謄本
	夫又は妻のいずれか一方が外国籍を有する場合	・住民票の写し（兵庫県内居住の者） ・日本国籍を有する者の戸籍謄本 または婚姻していることを証明する書類（和訳付）
	夫及び妻が外国籍を有する場合	・住民票の写し（兵庫県内居住の者） ・婚姻していることを証明する書類（和訳付）
	事実婚の場合	・戸籍謄本（両人分） ・住民票の写し（両人分） ・別紙「申立書」に別所帯の理由記入が必要

各市町の担当課窓口
※④⑤は3ヶ月以内に発行されたもの（コピー不可）

※事実婚申立書は県健康福祉事務所、兵庫県ホームページ

- ⑥ 助成金の振込先が確認できる預金通帳等のコピー【任意ですが、間違いが多いためできるだけご協力願います】
※必要に応じて、下記①～⑥以外の書類を求めることがあります。

お問い合わせ先・申請窓口

ご住所地の健康福祉事務所へお問い合わせ、ご提出ください。

ご住所地	健康福祉事務所	電話番号	ご住所地	健康福祉事務所	電話番号
芦屋市	芦屋	(0797)32-0707	神河町、市川町、福崎町	中播磨	(0790)22-1234
宝塚市、三田市	宝塚	(0797)62-7307 (0797)62-7308	たつの市、太子町、 佐用町、宍粟市	龍野	(0791)63-5686
伊丹市、川西市、猪名川町	伊丹	(072)785-7462	相生市、赤穂市、上郡町	赤穂	(0791)43-2321
加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町	加古川	(079)422-0003	豊岡市、香美町、新温泉町	豊岡	(0796)26-3661
西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町	加東	(0795)42-9488	養父市、朝来市	朝来	(079)672-6867
			丹波篠山市、丹波市	丹波	(0795)73-3654
			洲本市、南あわじ市、淡路市	洲本	(0799)26-2060

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課 電話番号：(078)341-7711(代表) (内線 3319)

その他詳細は、兵庫県ホームページをご覧ください。

兵庫県 特定不妊治療

検索

